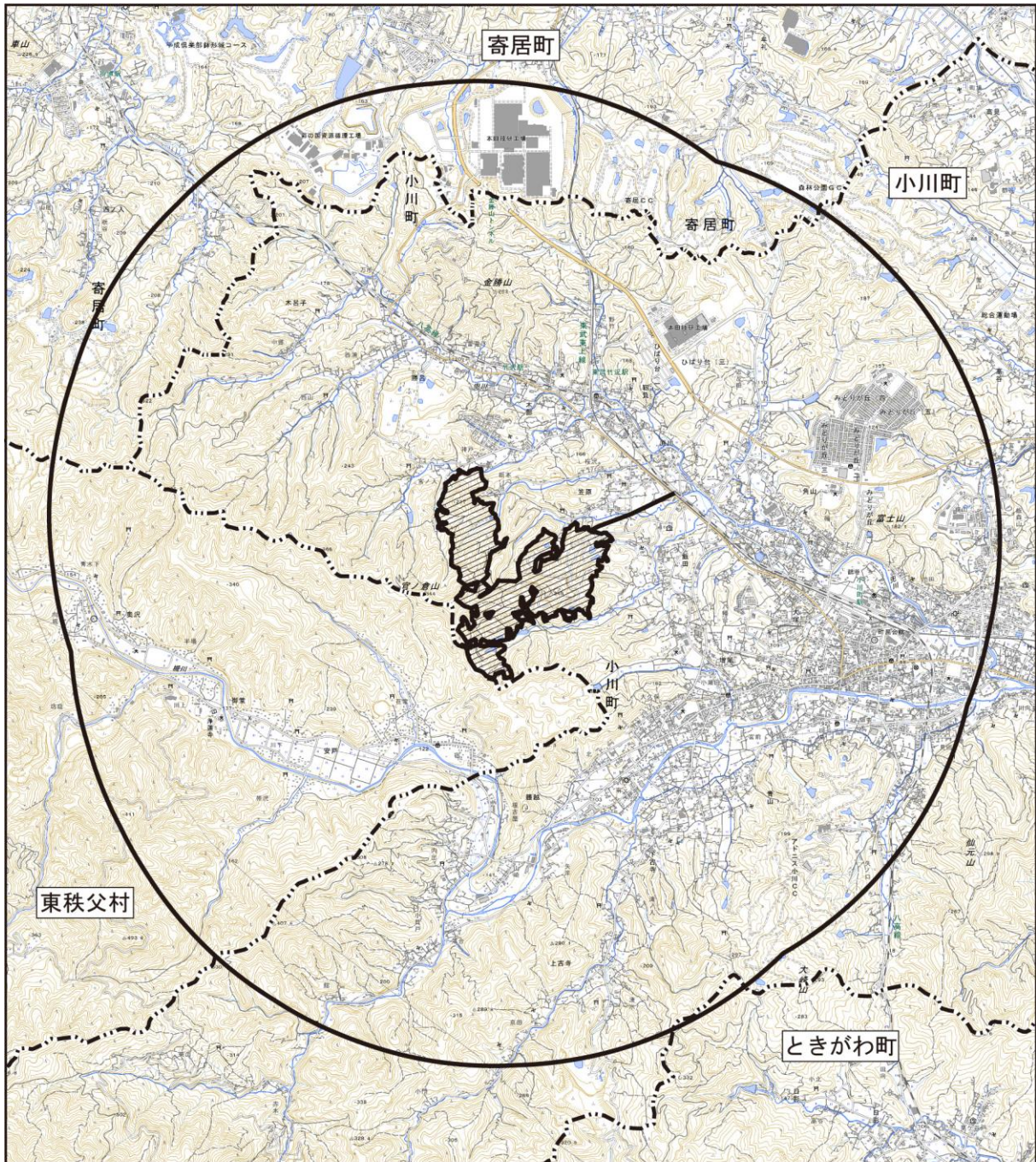





第5章 地域の概況

計画区域及びその周辺の概況は、令和元年11月までに公表されている、入手可能な既存資料等により把握した。「計画区域及びその周辺」とは、本事業により環境に影響が及ぶ可能性のある範囲であり、最大で計画区域及びその周囲約3kmとした（図5-1参照）。そのため、既存資料の調査としては、小川町、ときがわ町、東秩父村及び寄居町の3町1村（以下、「関係町村」という。）を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大又は縮小した。



凡 例

-  計画区域及び関連施設
-  町村界
-  計画区域外周より半径3.0km

N



1:50,000



図 5-1

地域特性の調査対象区域

5.1 社会的状況

5.1.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

関係町村の世帯数、人口の状況は、表 5.1-1に、人口の推移は図 5.1-1に示すとおりである。

計画区域の位置する小川町における令和元年10月現在の人口は29,137人である。

関係町村における平成元年から令和元年までの人口の推移は、緩やかな減少傾向にある。

表 5.1-1 人口・世帯数の状況

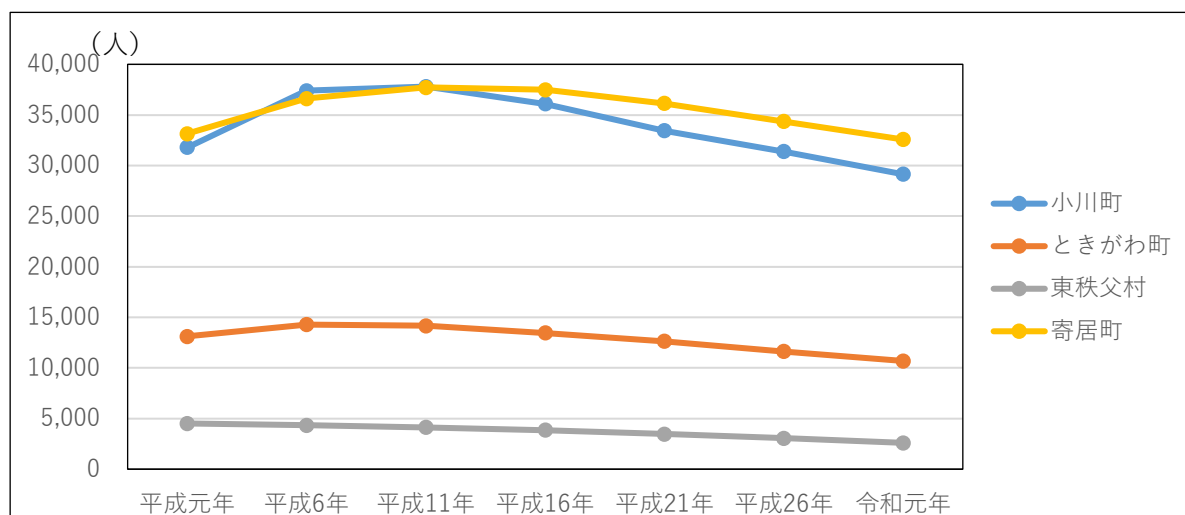
町村名	世帯数（世帯）	人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）
小川町	12,038	29,137	60.36	482.7
ときがわ町	4,217	10,696	55.90	191.3
東秩父村	1,014	2,604	37.06	70.3
寄居町	13,232	32,576	64.25	507.0

注1：世帯数及び人口は令和元年10月1日現在、面積は平成27年10月1日現在の値である。

2：人口密度は人口÷面積で算出した。

出典：「埼玉県推計人口」（令和元年10月、埼玉県総務部統計課 HP）

「平成28年市町村勢概要」（平成31年3月、埼玉県総務部統計課 HP）



注1：各年8月1日現在

2：平成18年2月に比企郡玉川村、比企郡都幾川村が合併し比企郡ときがわ町が誕生。以前のデータは2村の合計。

出典：「埼玉県推計人口(時系列データ)」（令和元年10月、埼玉県総務部統計課 HP）

図 5.1-1 人口推移の状況

(2) 産業

関係町村の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 5.1-2に示すとおりである。

計画区域の位置する小川町は「製造業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の占める割合が高い。

表 5.1-2 関係町村の産業分類別事業所数及び従業者数（平成 28 年）

産業分類	小川町			ときがわ町			東秩父村			寄居町			
	事業所数	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	構成比 (%)	
全産業	1,191	9,424	100.0	541	5,048	100.0	132	699	100.0	1,175	13,323	100.0	
第1次産業	農業、林業	6	93	1.0	4	15	0.3	-	-	-	11	145	1.1
	漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	2	24	0.3	-	-	-	1	41	5.9	2	38	0.3
	建設業	131	510	5.4	76	279	5.5	28	67	9.6	138	710	5.3
	製造業	174	2,283	24.2	162	2,321	46.0	37	224	32.0	147	4,534	34.0
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	5	0.1	-	-	-	-	-	-	1	34	0.3
	情報通信業	4	8	0.1	3	3	0.1	1	1	0.1	2	3	0.0
	運輸業、郵便業	18	274	2.9	14	182	3.6	3	20	2.9	29	372	2.8
	卸売業、小売業	299	1,748	18.5	107	532	10.5	20	78	11.2	270	2,214	16.6
	金融業、保険業	14	150	1.6	2	13	0.3	1	1	0.1	13	154	1.2
	不動産業、物品賃貸業	56	117	1.2	5	12	0.2	-	-	-	34	108	0.8
	学術研究、専門・技術サービス業	41	128	1.4	10	24	0.5	1	1	0.1	33	195	1.5
	宿泊業、飲食サービス業	135	657	7.0	45	213	4.2	11	33	4.7	139	667	5.0
	生活関連サービス業、娯楽業	101	650	6.9	34	240	4.8	10	53	7.6	112	534	4.0
	教育、学習支援業	45	133	1.4	8	21	0.4	1	1	0.1	30	173	1.3
	医療、福祉	91	1,534	16.3	36	486	9.6	6	142	20.3	114	1,703	12.8
	複合サービス事業	10	182	1.9	5	31	0.6	3	18	2.6	10	181	1.4
サービス業(他に分類されないもの)	62	928	9.8	30	676	13.4	9	19	2.7	90	1,558	11.7	

注1：平成 28 年 6 月 1 日現在。

注2：表中の「-」は皆無または該当数字なしを示す。

注3：国及び地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

出典：「平成 30 年埼玉県統計年鑑」（平成 31 年 3 月、埼玉県総務部統計課 HP）

5.1.2 土地利用の状況

(1) 地目別土地利用

関係町村における地目別土地利用面積は表 5.1-3に示すとおりである。計画区域の位置する小川町では宅地に利用されている面積が592.3haとなっている。

表 5.1-3 地目別土地利用面積（平成 29 年）

単位：ha

町村名	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
小川町	336.6	527.5	592.3	3.5	2,710.7	-	24.4	344.3
ときがわ町	120.4	400.7	298.1	1.0	1,591.1	-	60.3	242.1
東秩父村	57.0	194.7	63.9	-	2,991.8	130.2	9.2	20.0
寄居町	291.9	1,211.7	833.2	11.0	1,571.4	-	161.0	493.7

注1：平成29年1月1日現在。

2：表中の「-」は、皆無または該当数字無し。

3：この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

4：「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

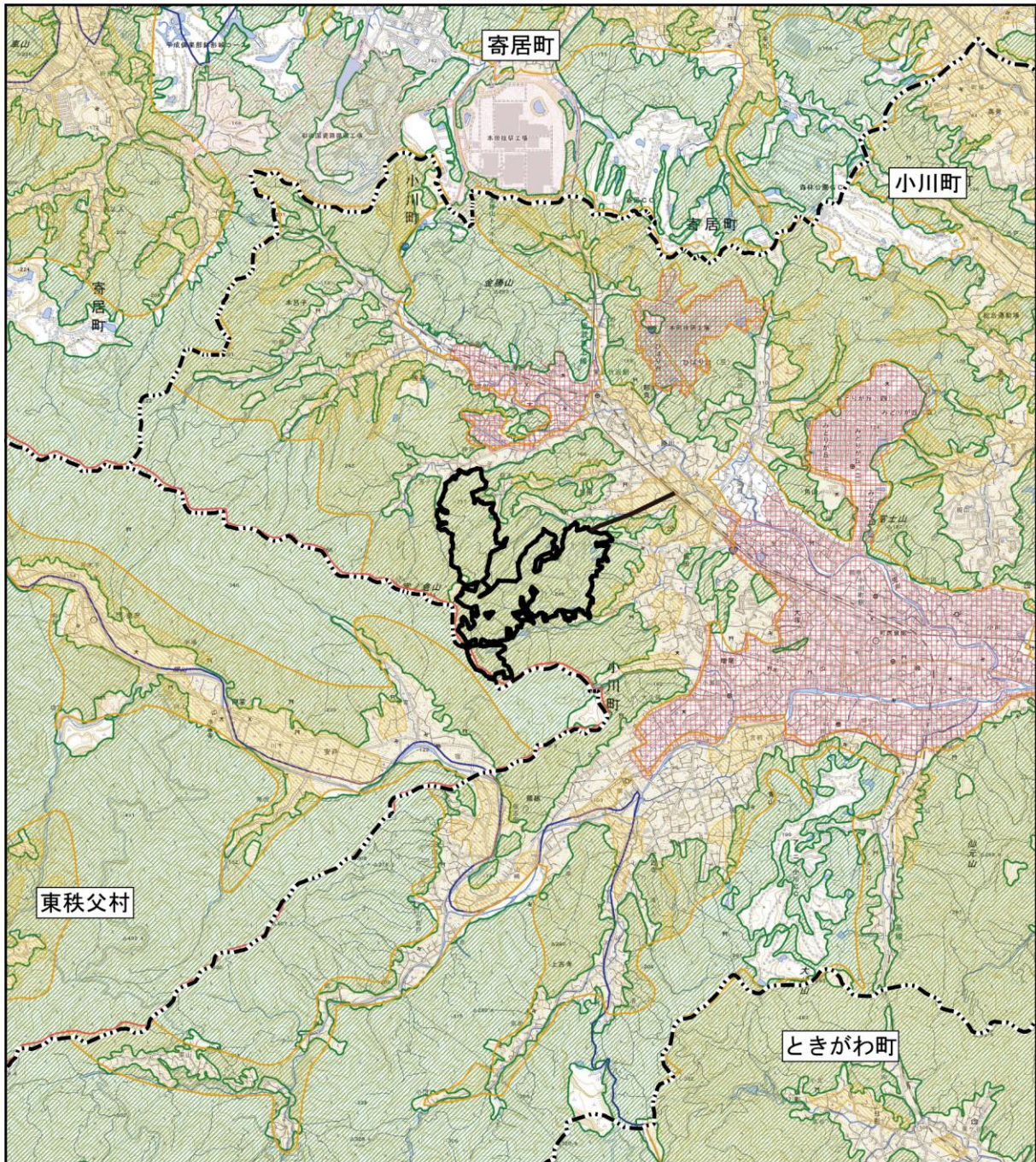
5：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は、本表には含まれない。

出典：「平成30年埼玉県統計年鑑」（平成31年3月、埼玉県総務部統計課HP）



















(2) 土地利用計画の状況

計画区域及び周辺区域の土地利用基本計画は図 5.1-2に示すとおりである。計画区域は農業地域および地域森林計画対象民有林に位置している。

計画区域及び周辺区域の用途地域図は図 5.1-3に示すとおりである。計画区域は用途地域の指定のない区域となっている。



凡 例

- | | | | |
|---|------------|---|-------------|
|  | 計画区域及び関連施設 |  | 地域森林計画対象民有林 |
|  | 町村界 |  | 保安林 |
|  | 都市地域 |  | 自然公園地域 |
|  | 市街化区域 |  | 特別地域 |
|  | 市街化調整区域 |  | 特別保護地区 |
|  | その他の用途地域 |  | 自然保全地域 |
|  | 農業地域 |  | 原生自然環境保全地域 |
|  | 農用地区域 |  | 特別地区 |
|  | 森林地域 | | |
|  | 国有林 | | |

N



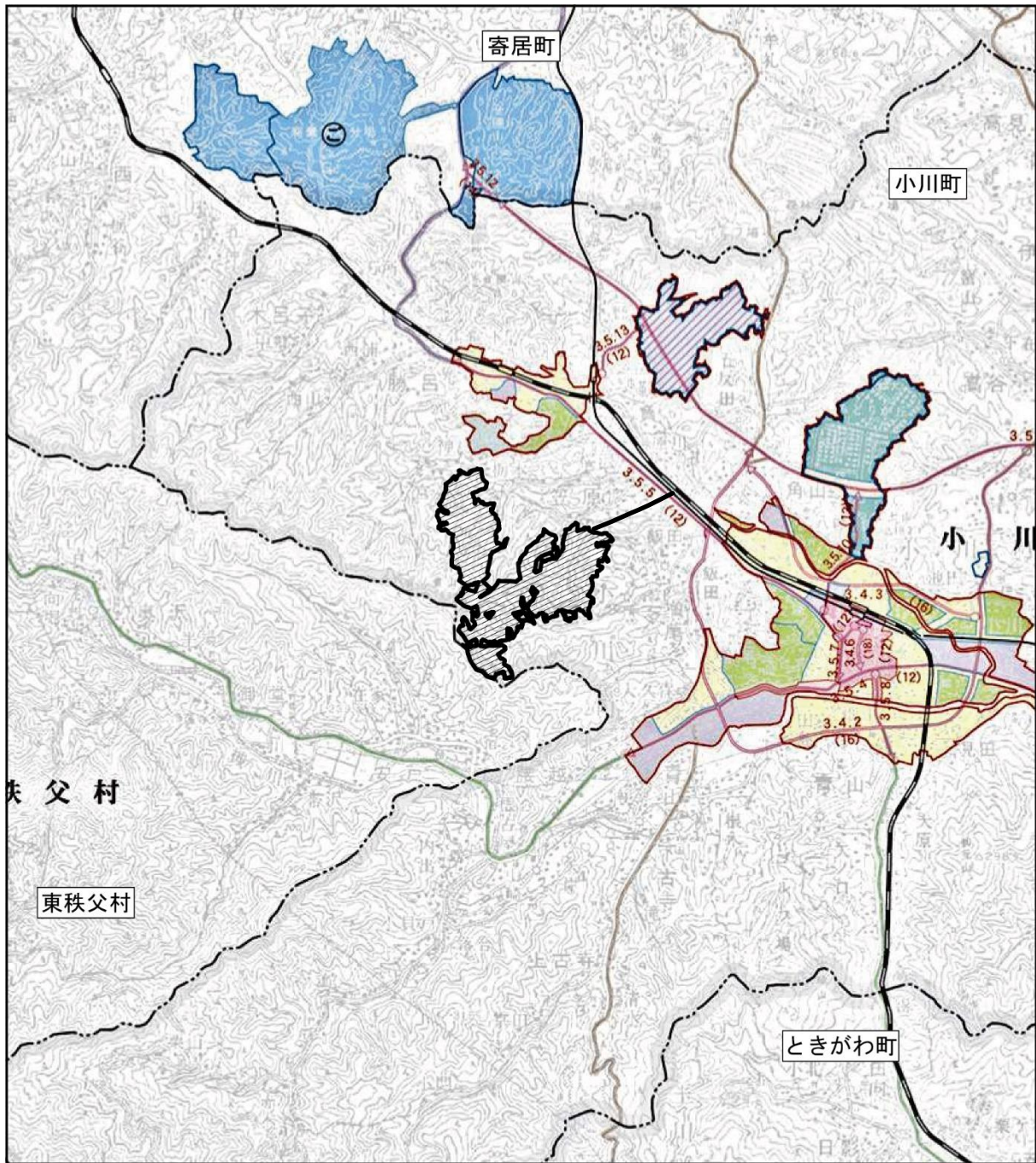
1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km





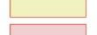
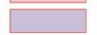


図 5.1-2

土地利用基本計画図

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」
(国土交通省国土政策局総合計画課 HP)



凡 例

-  計画区域及び関連施設
-  町村界
-  第一種低層住居専用地域
-  第二種低層住居専用地域
-  第一種中高層住居専用地域
-  第一種住居地域
-  近隣商業地域
-  準工業地域
-  工業専用地域

N



1:50,000

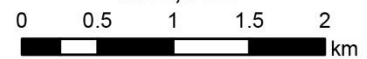


図 5.1-3

用途地域の指定状況

出典：「都市計画図」
(平成 24 年 3 月、埼玉県都市整備部都市計画課 HP)

5.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

(1) 河川の分布

計画区域及びその周辺の主な河川の状況は、図 5.1-4に示すとおりである。計画区域及びその周辺の一級河川としては計画区域の南側に槻川が、北側に兜川が流れている。計画区域のある小川町には農業用のため池が多く分布しており、最も総貯水量が大きいのは下横田大沼、次いで中高谷新沼である。

(2) 上下水道

関係町村における上下水道の状況は、表 5.1-4に示すとおりである。計画区域の位置する小川町の平成29年度における上水道普及率は98.8%となっている。

表 5.1-4 上水道の状況（平成 29 年度）

町村名	行政区域内 総人口(人)	上水道		簡易水道		普及率(%)
		計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)	計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)	
小川町	29,891	43,200	29,543	0	0	98.8
ときがわ町	10,984	13,100	10,606	490	310	99.4
東秩父村	2,723	0	0	3,510	2,713	99.6
寄居町	33,015	36,563	32,567	700	423	99.9

出典：「埼玉県の水道 平成 30 年度版」（平成 31 年 3 月、埼玉県保健医療部生活衛生課）

(3) 内水面漁業

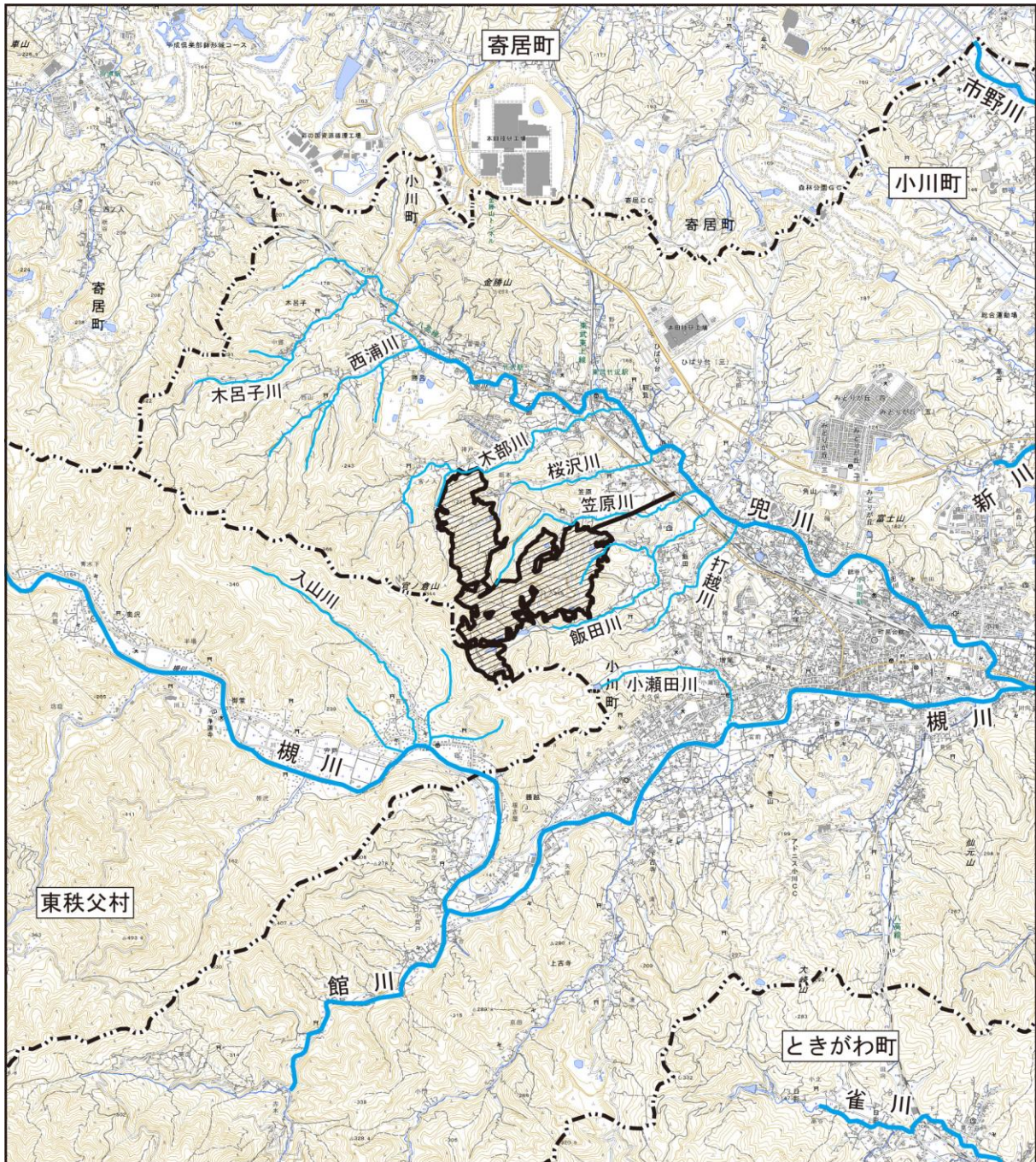
計画区域周辺における内水面漁業の内容は、表 5.1-5に示すとおりである。

計画区域周辺に流れている槻川、兜川等には漁業権が設定されている。





表 5.1-5 計画区域周辺の漁業権の内容

免許番号	主な区域	漁業権者	魚種
共第 2 号	市野川・新川 他	埼玉南部漁業協同組合 武蔵漁業協同組合 入間漁業協同組合	あゆ、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず
共第 3 号	槻川・兜川・館川・雀川 他	武蔵漁業協同組合 埼玉西部漁業協同組合 入間漁業協同組合 埼玉南部漁業協同組合	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず

出典：「埼玉の水産／埼玉県知事の第五種共同漁業権漁場・魚種総括表」（平成 30 年 2 月、埼玉県農林部生産振興課 HP）



凡 例

-  計画区域及び関連施設
-  町村界
-  一級河川
-  河川

N



1:50,000



図 5.1-4

水系の状況図

出典：「河川・砂防図」（平成 28 年 6 月、東松山県土整備事務所）

(4) 地下水の利用状況

計画区域及び周辺地域における地下水採取量の推移は、表 5.1-6に示すとおりである。

計画区域が位置する比企地域における地下水の用途は、各年とも水道用が最も多くなっている。

表 5.1-6 地下水採取量の推移

単位：千 m^3 /日

比企地域 (東松山市、川島町、吉見町、小川町、嵐山町、滑川町、鳩山町、ときがわ町)	用途	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
	水道用	19.7	19.7	22.7
建築物用	0.7	0.7	0.7	
工業用	3.9	3.4	2.7	
農業用	0.6	0.6	0.5	
水産業	0.0	0.0	0.0	
非常災害	0.0	0.0	0.0	
その他	0.8	0.7	0.3	
計	25.7	25.1	26.9	

北部地域 (熊谷市、深谷市、本庄市、寄居町、上里町、美里町、神川町)	用途	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
	水道用	127.0	124.3	126.5
建築物用	3.1	2.9	3.5	
工業用	45.1	40.7	39.6	
農業用	3.7	3.9	3.8	
水産業	5.8	4.9	4.1	
非常災害	5.5	5.5	5.4	
その他	3.8	3.0	3.9	
計	194.0	185.2	186.8	

注：秩父地域は集計していない。

出典：「平成 30 年版埼玉県環境白書」（平成 30 年 12 月、埼玉県環境部環境政策課）

5.1.4 交通の状況

計画区域及びその周辺の交通網の状況は図 5.1-5に示すとおりである。

道路は計画区域北東に国道254号が、計画区域南側に県道11号熊谷小川秩父線が通っている。

鉄道は計画区域の北東にJR八高線及び東武東上線が通っており、最寄りの駅は計画区域から北約700mに位置するJR八高線竹沢駅である。

(1) 道路交通量

計画区域及びその周辺の自動車交通量調査結果は表 5.1-7に、調査地点は図 5.1-6に示すとおりである。

計画区域の北東に位置する一般国道254号の平日昼間12時間交通量は3,106台となっている。

表 5.1-7 道路交通量の状況（平成 27 年度・平日）

図中 番号	路線名	観測地点名	昼間 12 時間交通量（台）			24 時間交通量（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
①	一般国道 254 号	寄居町富田 2354	6,709	2,797	9,506	9,145	3,213	12,358
②		小川町小川 344	6,296	374	6,670	8,060	678	8,738
③		寄居町富田 2255	2,096	1,010	3,106	2,715	1,105	3,820
④	県道 11 号熊谷小川秩父線	小川町高谷 2653-1	8,662	1,298	9,960	11,355	1,792	13,147
⑤		小川町腰越 64	6,556	330	6,886	8,324	628	8,952
⑥	県道 184 号本田小川線	小川町高見 233	5,823	1,458	7,281	7,684	1,781	9,465
⑦	県道 189 号小川町停車場線	小川町大塚 45-1	3,361	237	3,598	4,168	365	4,533
⑧	県道 273 号西平小川線	小川町上古寺 543	871	56	927	1,049	82	1,131
⑨	県道 274 号赤浜小川線	小川町原川 681	3,534	334	3,868	4,434	478	4,912

注 1：図中番号は、図 5.1-6 に対応。

2：昼間 12 時間とは観測時間帯が午前 7 時から午後 7 時をしめす。

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」（国土交通省 HP）

(2) 鉄道

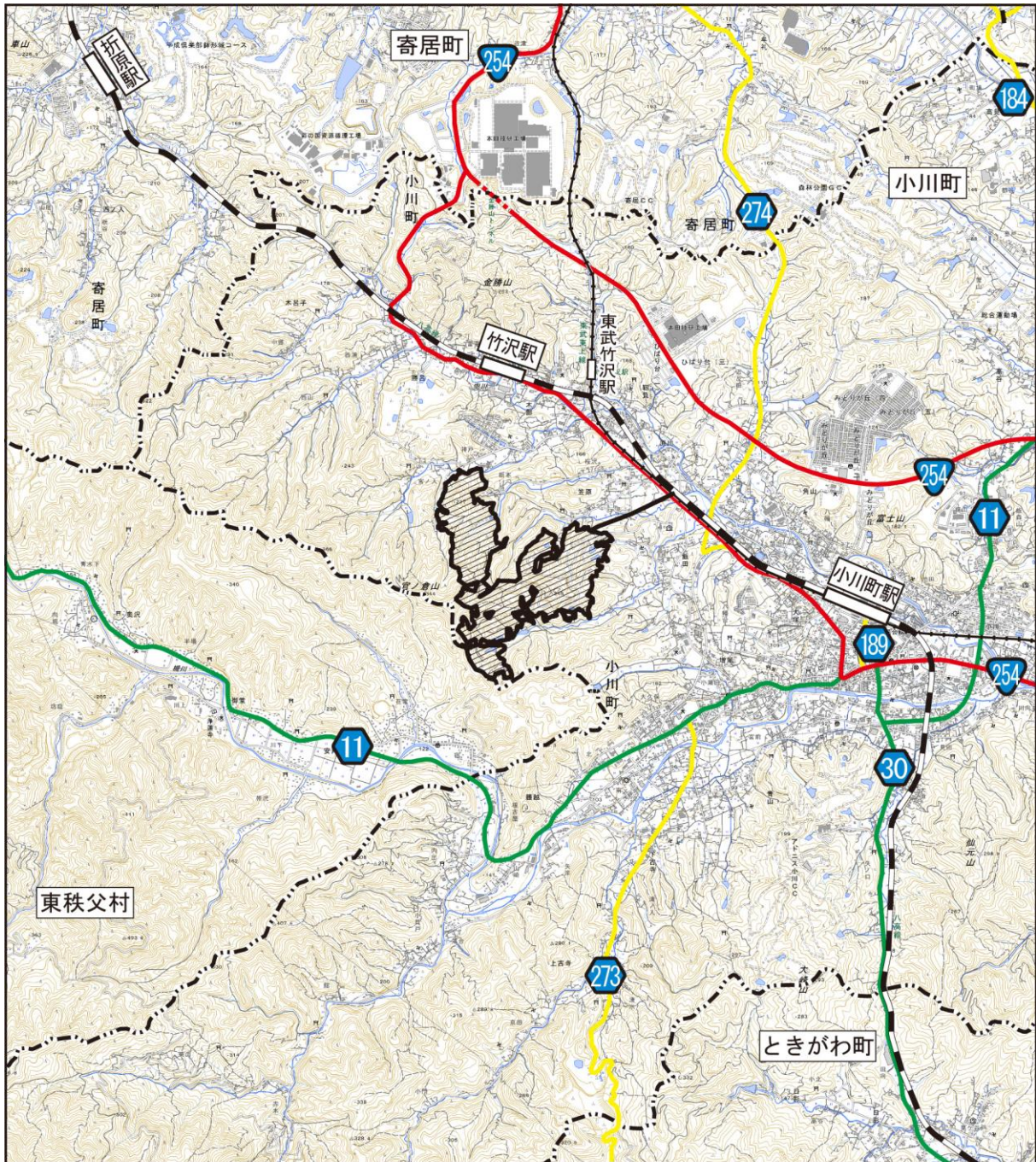
計画区域最寄りのJR八高線・東武東上線の小川町駅及び東武竹沢駅の乗降人員の経年推移は表 5.1-8に示すとおりである。なお、JR八高線の竹沢駅の乗降人数はJR東日本が数値の公表を行っていない。

表 5.1-8 小川町駅及び東武竹沢駅の乗降人員の推移


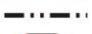





駅	乗降人数（人／年）				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
JR 東日本八高線 小川町駅	433,006	448,842	471,660	470,482	485,920
東武東上線 小川町駅	4,127,526	3,967,188	3,899,448	3,781,217	3,704,994
東武東上線 東武竹沢駅	288,372	289,157	293,196	276,051	280,284

注：JRの駅については降車人員数は調査されていないため乗車人員×2で算出した。

出典：「埼玉県統計年鑑」（埼玉県総務部統計課 HP）



凡 例

-  計画区域及び関連施設
-  町村界
-  国道
-  主要地方道
-  一般県道
-  八高線
-  東武東上線

N

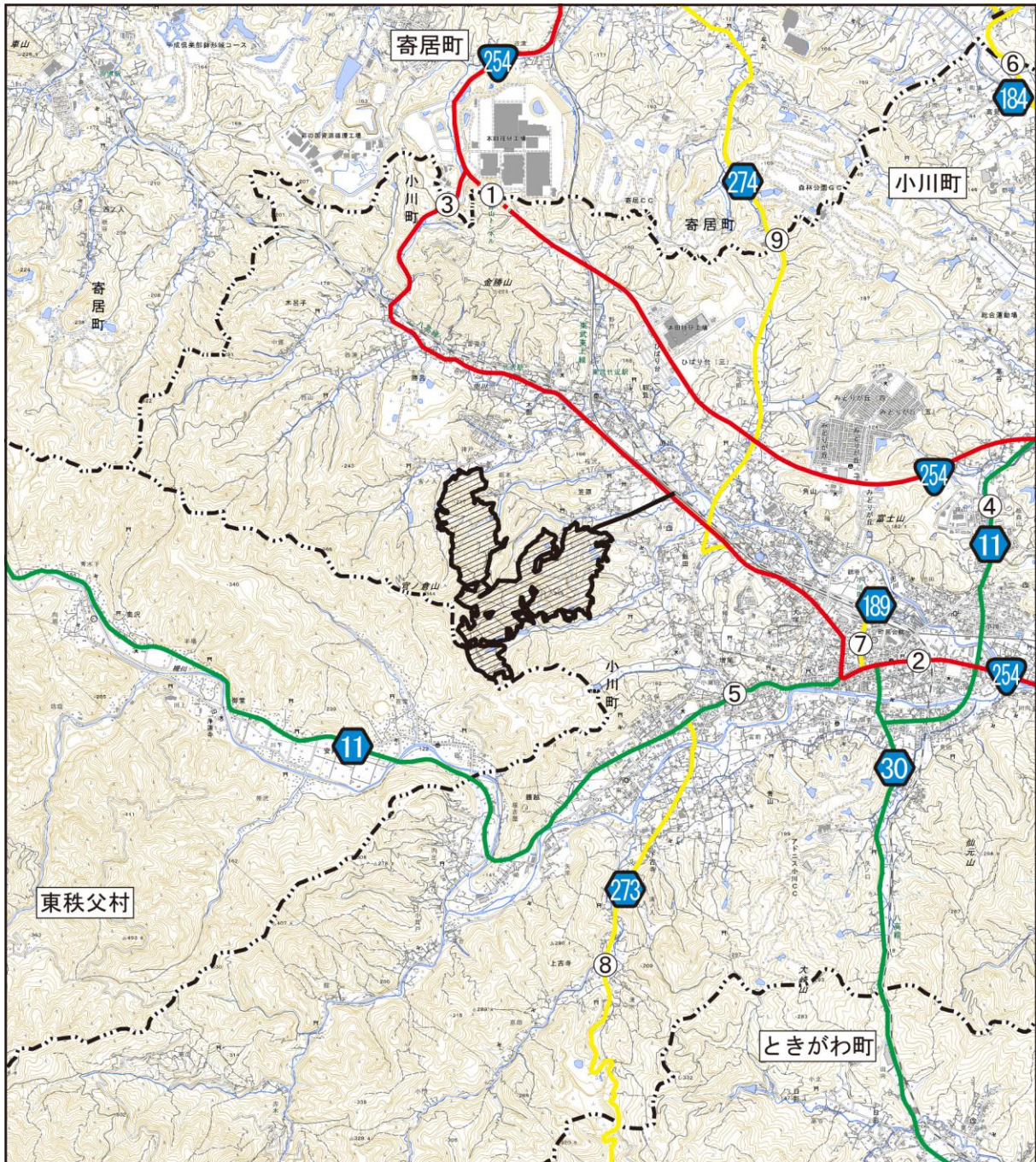


1:50,000






0 0.5 1 1.5 2 km

図 5.1-5 交通網図

出典：「平成 27 年度一般交通量図」
 (平成 29 年 3 月、埼玉県県土整備部県土整備政策課)



凡 例

-  計画区域及び関連施設
-  町村界
-  国道
-  主要地方道
-  一般県道
- ①~⑨ 交通量調査地点



1:50,000



図 5.1-6 交通量調査地点

注：図中の番号は、表 5.1-7 に対応。

出典：「平成 27 年度一般交通量図」

(平成 29 年 3 月、埼玉県県土整備部県土整備政策課)

5.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅

(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設

計画区域及びその周辺の環境保全についての配慮が特に必要な施設は表 5.1-9及び図 5.1-7に示すとおりである。

計画区域に最寄りの保全施設は、教育施設については南東側約700mに位置する小川町立西中学校が、福祉・医療施設については東側約500mに位置する特別養護老人ホームさくらぎ苑などがある。

表 5.1-9(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育）

図中番号	分類	名称	所在地
1	私立幼稚園	私立おがわ幼稚園	小川町大字大塚 261
2	小学校	小川小学校	小川町大字小川 377
3		大河小学校	小川町大字腰越 209
4		竹沢小学校	小川町大字木部 90
5		みどりが丘小学校	小川町みどりが丘 4-21-1
6		槻川小学校	東秩父村大字御堂 364-1
7	中学校	西中学校	小川町大字増尾 250
8		檮台中学校	小川町大字角山 1192
9		東秩父中学校	東秩父村大字奥沢 150
10	高等学校	県立小川高等学校	小川町大字大塚 1105
11	図書館	小川町立図書館	小川町大字大塚 99-1
12		東秩父村立図書館	東秩父村大字御堂 369

注：図中番号は、図 5.1-7(1)に対応。

出典：「埼玉県学校便覧」（令和元年9月、埼玉県教育局教育政策課 HP）

「私立各種学校一覧（令和元年5月1日現在）」（令和元年6月、埼玉県総務部学事課 HP）

「おがわ（施設）マップ」（小川町 HP）

「東秩父村立図書館利用のご案内」（東秩父村教育委員会事務局 HP）

表 5.1-9(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉・医療）

図中番号	分類	名称	所在地
1	認可保育所	大河保育園	小川町大字腰越 210
2		竹沢保育園	小川町大字靱負 1186
3		私立小川保育園	小川町大字大塚 529-6
4		私立エンゼル保育園	小川町大字大塚 261
5		城山保育園	東秩父村御堂 16-1
6	特別養護老人ホーム	さくらぎ苑やすらぎ	小川町飯田 117
7		さくらぎ苑	小川町飯田 117
8	介護老人保健施設	みどりの杜	東秩父村御堂 1456-4
9	軽費老人ホーム(ケアハウス)	ケアハウスベルエア	小川町大字腰越 330-1
10	有料老人ホーム	地域生活サポートホームなでしこ	小川町大塚 1267
11		あんしんホーム小川	小川町木部 176-1
12		ふるさとホーム小川大塚	小川町大字大塚 1042-1
13		イリーゼ埼玉小川町	小川町増尾 460-1
14	病院	小川赤十字病院	小川町小川 1525
15		医療法人 瀬川病院	小川町大塚 30-1
16		宏仁会小川病院	小川町原川 205
17	診療所	(医療法人真生会) 真田医院	小川町みどりが丘 2-2-2
18		医療法人社団雙友会 さくら整形外科クリニック	小川町みどりが丘 2-10-4
19		長谷公園診療所 (往診専門)	小川町みどりが丘 4-5-17
20		田口医院	小川町大字小川 88-1
21		さつき内科クリニック	小川町小川 471-1
22		医療法人 順浩会 野崎医院	小川町青山 1439
23		田嶋医院	小川町青山 852-1
24		鈴木医院	小川町腰越 1194-3
25		飯塚整形外科医院	小川町大字大塚 86-2
26		田中眼科医院	小川町大塚 1180-1
27		耳鼻咽喉科野崎医院	小川町大塚 1149-1
28		みやざきクリニック	小川町大塚 285
29		小林内科医院	小川町大塚 930-1
30		中村産婦人科	小川町大塚 1176-1
31		柳澤医院	小川町大塚 21-7
32		医療法人木下同仁会木下医院	小川町大塚 660
33		原医院	小川町大塚 86
34		新井眼科クリニック	小川町大塚 907-1
35		内田医院	小川町大塚 149-3
36		竹沢診療所	小川町靱負 600-1
37		社会福祉法人宏仁会 特養さくらぎ苑内医務室	小川町飯田 117
38		本田技研工業(株) 埼玉製作所 小川工場 健康管理室	小川町ひばり台 2-1-1
39		大野クリニック	小川町小川 491-2
40		医療法人臯月会 高野医院	小川町大塚 103
41		本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居工場健康管理センター	寄居町富田 2354

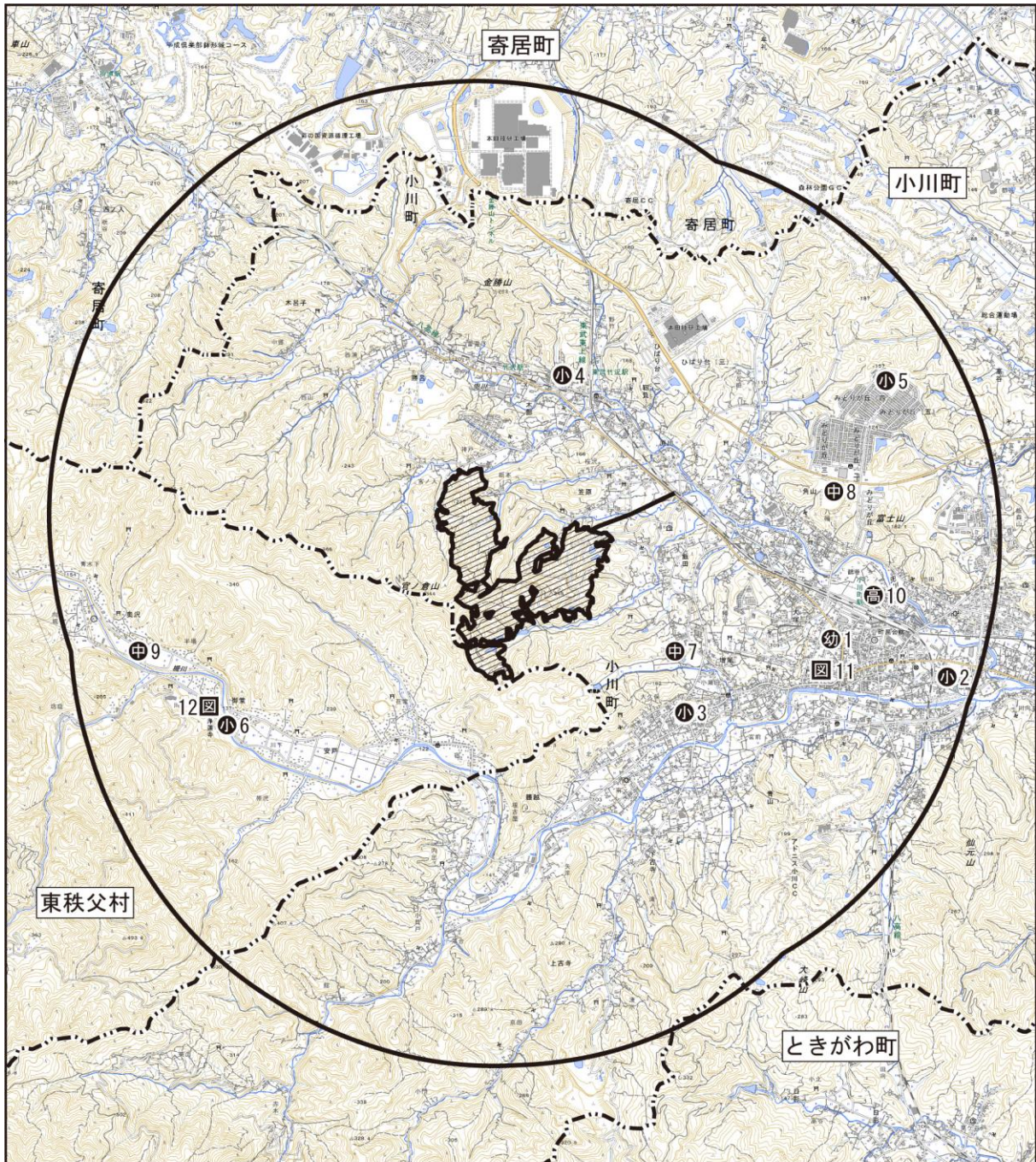
注：図中番号は、図 5.1-7(2)に対応。

出典：「認可保育所一覧（令和元年5月時点）」（令和元年年7月、埼玉県福祉部少子政策課 HP）








「施設名簿」（令和元年9月、埼玉県福祉部高齢者福祉課 HP）

「埼玉県医療機能情報提供システム」（埼玉県保健医療部医療整備課 HP）

「おがわ（施設）マップ」（小川町 HP）



凡 例

-  計画区域及び関連施設
-  町村界
-  計画区域外周より半径3.0km
-  幼稚園
-  小学校
-  中学校
-  高等学校
-  図書館

注：図中の番号は、表 5.1-9(1)に対応。

N

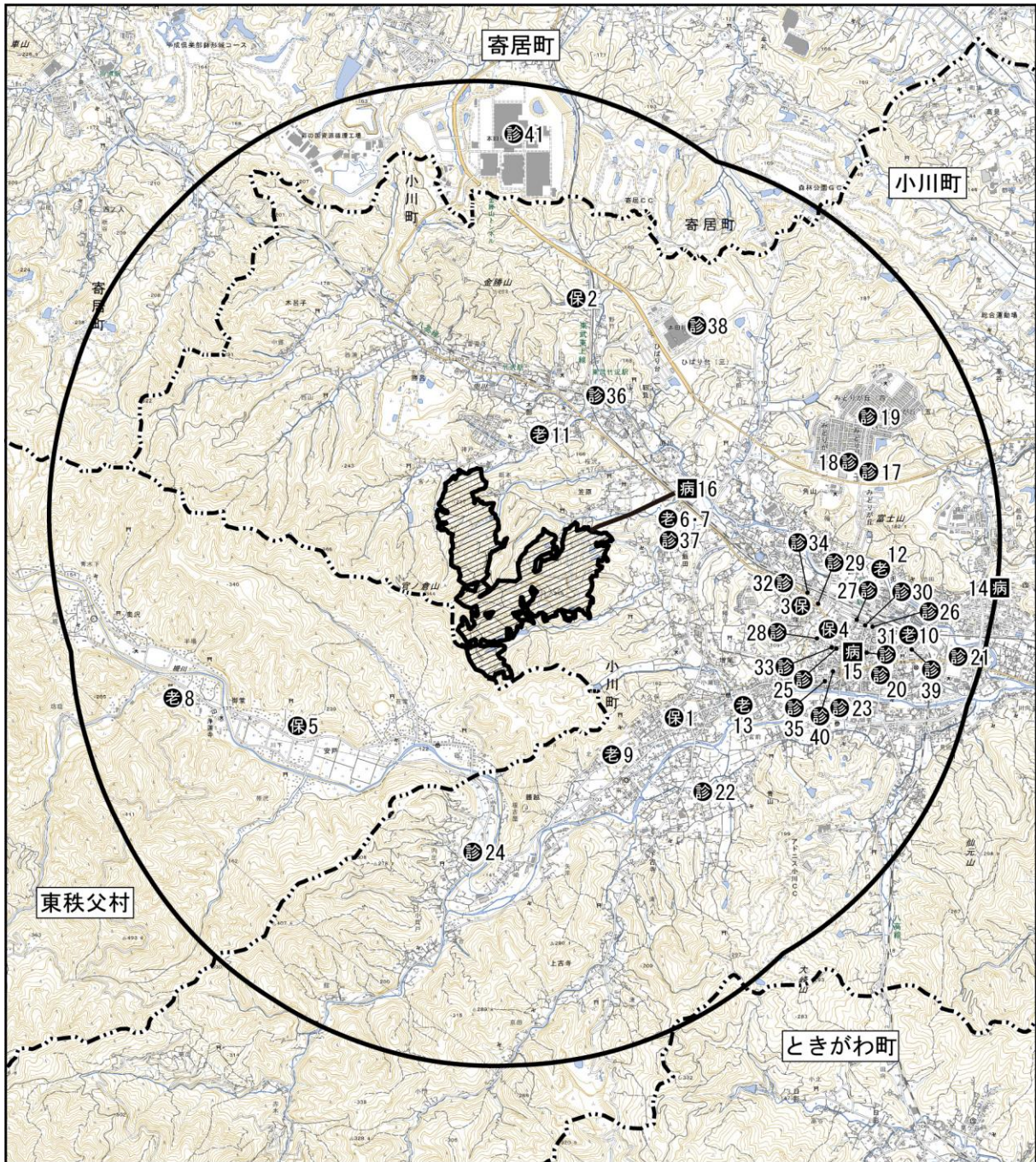


1:50,000










図 5.1-7(1)

環境保全についての配慮が特に必要な施設位置図
(教育)



凡 例

-  計画区域及び関連施設
-  町村界
-  計画区域外周より半径3.0km
-  認可保育所
-  老人ホーム等
-  病院
-  診療所

N



1:50,000

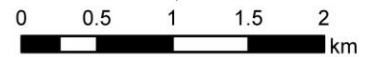


図 5.1-7(2)

環境保全についての配慮が特に必要な施設位置図
(福祉・医療)

注：図中の番号は、表 5.1-9(2)に対応。

(2) 住宅の分布状況

計画区域及びその周辺の地域においては、計画区域北側の第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域等に住居が分布している。(図 5.1-3参照)

5.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備状況

(1) 下水道

関係町村における公共下水道整備状況は、表 5.1-10に示すとおりである。

計画区域の位置する小川町の公共下水道の普及率は51.1% (埼玉県の影響率は80.8%) である。

表 5.1-10 公共下水道整備状況 (平成 29 年度末)

流域名	町村名	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
市野川流域	小川町	30,474	15,582	51.1
荒川上流流域	寄居町	33,843	8,248	24.4
その他	ときがわ町	11,400	-	-
	東秩父村	2,883	-	-

注：行政人口は、平成 30 年 3 月末現在の住民基本台帳人口である。

出典：「公共下水道整備状況一覧表」(平成 30 年 8 月、埼玉県下水道局下水道事業課 HP)

(2) し尿処理

1) 水洗化状況

関係町村の平成29年度の水洗化状況は表 5.1-11に示すとおりである。

関係町村の水洗化率は88.2%~93.7%となっており、計画区域のある小川町の水洗化率は88.2%である。

表 5.1-11 水洗化状況 (平成 29 年度実績)

町村名	総人口(人)	水洗化人口(人)			水洗化率	非水洗化人口(人)			非水洗化率
		公共下水道人口	浄化槽人口	計		計画収集人口	自家処理人口	計	
小川町	30,776	12,793	14,351	27,144	88.2%	3,632	0	3,632	11.8%
ときがわ町	11,521	0	10,429	10,429	90.5%	1,092	0	1,092	9.5%
東秩父村	2,924	0	2,697	2,697	92.2%	199	28	227	7.8%
寄居町	34,170	6,641	25,372	32,013	93.7%	2,157	0	2,157	6.3%

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～平成 29 年度実績～」(令和元年 6 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

2) し尿・浄化槽汚泥処理量

関係町村のし尿・浄化槽汚泥処理量は表 5.1-12に示すとおりである。

関係町村は東秩父村を除き下水道投入、自家処理等はなく、すべて処理施設において処理されている。計画区域の位置する小川町の平成29年度の総処理量は9,616kLとなっている。

表 5.1-12 し尿・浄化槽汚泥処理量（平成 29 年度実績）

町村名	処理量(kL)			左記の処理区分(kL)			自家処理量(kL)	総処理量(kL)
	計	くみ取りし尿	浄化槽汚泥	処理施設の処理量	下水道投入量	その他		
小川町	9,616	921	8,695	9,616	0	0	0	9,616
ときがわ町	6,847	626	6,221	6,847	0	0	0	6,847
東秩父村	1,883	120	1,763	1,883	0	0	11	1,894
寄居町	16,310	2,073	14,237	16,310	0	0	0	16,310

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～平成 29 年度実績～」（令和元年 6 月、埼玉県環境部資源循環推進課）

(3) ごみ処理

関係町村におけるごみ排出量は表 5.1-13に、計画区域の位置する小川町におけるごみ排出量の推移の状況は表 5.1-14に示すとおりである。

小川町における平成29年度の年間排出量は9,092tであり、年々減少傾向にある。

表 5.1-13 関係町村のごみ排出量（平成 29 年度実績）

町村名	計画収集人口(人)	ごみ排出量(t)					合計(t)
		事業系	生活系	資源ごみ		集団回収	
				家庭系	その他		
小川町	30,776	1,358	7,294	1,632	5,662	440	9,092
ときがわ町	11,521	718	2,518	641	1,877	71	3,307
東秩父村	2,924	69	645	186	459	0	714
寄居町	34,170	1,263	8,749	287	8,462	681	10,693

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～平成 29 年度実績～」（令和元年 6 月、埼玉県環境部資源循環推進課）

表 5.1-14 小川町におけるごみ排出量の推移

年度	計画収集人口(人)	ごみ排出量(t)					合計(t)
		事業系	生活系	資源ごみ		集団回収	
				家庭系	その他		
平成 25 年	32,863	1,253	7,678	-	-	537	9,468
平成 26 年	32,356	1,291	7,661	1,807	5,854	560	9,512
平成 27 年	31,784	1,277	7,503	1,748	5,755	544	9,324
平成 28 年	31,226	1,307	7,314	1,601	5,713	514	9,135
平成 29 年	30,776	1,358	7,294	1,632	5,662	440	9,092

注：平成 25 年度の出典には、生活系ごみの内訳の記載がない。

出典：「一般廃棄物処理事業の概況」（埼玉県環境部資源循環推進課）

5.1.7 法令による指定及び規制等の状況

(1) 大気汚染

1) 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき表 5.1-15のとおり定められている。
また、大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」により、表 5.1-16のとおり定められている。

表 5.1-15 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超えないこと。	
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	長期基準	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。
		短期基準	1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値が 35 μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること		
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。		
備考：1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

注：大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表 5.1-16 大気環境中の係るダイオキシン類環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準

大気汚染防止法等に基づく大気汚染に係る規制の状況を表 5.1-17に示す。

本事業は太陽光発電事業であり、ばい煙発生施設は設置しないため、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に係る規制基準は適用されない。

表 5.1-17 大気汚染防止法等規制対象物質一覧

規制物質	物質の例示	発生形態	発生施設	規制基準	規制措置等	
ば	硫酸化物	SO ₂ 、SO ₃	燃焼など	政令で定める ばい煙発生施設 (ボイラー、焼却炉 など)	排出基準 〔量規制、地域ごとK値 方式〕 特定工場等については総 量規制基準 〔指定地域内、工場単位 量規制、知事が定める〕	改善命令、 直罰など
	ばいじん	すすなど			排出基準 〔濃度規制、施設の種 類・規模ごと〕	
い	有害物質	NO _x	燃焼、合成、 分解、加圧 など	政令で定める ばい煙発生施設 (銅、亜鉛、鉛の精 錬用ばい焼炉など)	排出基準 〔濃度規制、施設の種 類・規模ごと〕 特定工場等については総 量規制基準 〔指定地域内、工場単位 量規制、知事が定める〕	
					排出基準 〔濃度規制、物質の種 類・施設の規模ごと〕	
煙	(特定有害 物質)	未指定	燃焼など	未指定	排出基準 〔量規制、K値方式〕	
粉 じ ん	特定粉じ ん	石綿	物の破碎、 選別、堆積 など	政令で定める特定粉 じん発生施設	規制基準 〔敷地境界での濃度基 準〕	改善命令
	一般粉じ ん	セメント粉、 石灰粉、鉄粉 など		政令で定める 排出等作業	作業基準	基準適合命令
			一般粉じん発生施設	構造・使用・管理基準	基準適合命令	
	水銀等	水銀	燃焼など	水銀排出施設	排出基準 〔濃度規制〕	改善勧告命令
	自動車 排出ガス	CO、HC、Pb、 NO _x 、粒子状 物質	自動車の運 行	環境庁長官が定める 特定の自動車	許容限度 (保安基準で確保)	車両検査、整 備命令など (他法による)
	特定物質	C ₆ H ₅ OH、C ₅ H ₅ N など	物の合成等 の化学的処 理中	特定施設 (政令等で 特定せず)	なし	事故時の措置 命令
	指定物質	ベンゼン、 トリクロロ エチレン、 テトラクロ ロエチレン	物の反応、 乾燥等の化 学的処理	指定物質排出施設 (現在11施設)	抑制基準	勧告
	ダイオキシン類 対策特別措置法		燃焼など	焼結炉、 製鋼用電気炉、 亜鉛回収及びアルミニウム 合金製造用炉、 廃棄物焼却炉	排出基準	改善命令、 直罰など

イ. 自動車NOx・PM法に基づく対策地域

関係町村は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「自動車NOx・PM法」という。）の対策地域に含まれない。対策地域については図 5.1-8に示すとおりである。また、埼玉県生活環境保全条例では県内全域で県の粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車の運行禁止の規制内容を示している。

自動車NOx・PM法の窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出基準に適合していない車は、対策地域内での登録はできない。

また、対策地域内で既に使用している車については、装置を装着して条例の規制に対応しても、自動車NOx・PM法の窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出基準に適合していない場合は、その車種及び初度登録年月日に応じて定められる猶予期間が過ぎると車検に通らなくなる。



図 5.1-8 埼玉県生活環境保全条例及び自動車 NOx・PM 法適用地域図

(2) 水質

1) 環境基本法等に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 5.1-18に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表 5.1-19に、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は表 5.1-20に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準は表 5.1-21に示すとおりである。

表 5.1-18 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 5.1-19(1) 生活環境の保全に関する環境基準：河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	-

備考：1. 基準値は日間平均値とする（海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

- 注：1. 自然環境保全；自然探勝等の環境保全
2. 水道1級；ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級；沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級；前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級；ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級；サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級；コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級；沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級；薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級；特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全；国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 5.1-19(2) 生活環境の保全に関する環境基準：河川

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

表 5.1-20 地下水に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキササン	0.05 mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 5.1-21 水質に係るダイオキシン類環境基準

物質	基準値 (年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注：水底の底質を除く。

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「水質汚濁防止法」等に基づく排水基準

水質汚濁防止法では、有害物質や有機汚濁物質などを含む汚水又は廃液が発生する施設を「特定施設」と定め、この特定施設を設置する特定事業場に対して、排水基準を定めている。また、埼玉県では、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水を定める条例（上乘せ条例）」及び「埼玉県生活環境保全条例」により排水基準を定めている。

なお、本事業は太陽光発電事業であり、水質汚濁防止法の適用は受けない。

(3) 騒音

1) 環境基本法等に基づく騒音に係る環境基準

関係町村における「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の地域の区分及び基準は、表 5.1-22に示すとおりである。

表 5.1-22 騒音に係る環境基準

地域の類型		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)			
一般地域	A地域	第1種低層住居専用地域	55dB以下	45dB以下		
		第2種低層住居専用地域				
		第1種中高層住居専用地域				
		第2種中高層住居専用地域				
	B地域	第1種住居地域				
		第2種住居地域				
		準住居地域				
		用途地域の定めのない地域				
	C地域	近隣商業地域			60dB以下	50dB以下
		商業地域				
準工業地域						
工業地域						
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下			
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下			
	C地域のうち車線を有する道路に面する地域					
幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)	屋外	70dB以下	65dB以下			
	窓を閉めた屋内※	45dB以下	40dB以下			

※：窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

注1：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等をいい、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を越える車線を有する道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表 5.1-23に、「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表 5.1-24に示す。

表 5.1-23 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	85dB	午前7時～午後7時の時間内であること	1日10時間を越えないこと	連続6日を越えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		午前6時～午後10時の時間内であること	1日14時間を越えないこと		

注1：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

2：1号区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外（一部地域）、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域

工業地域、工業専用地域

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県 HP）

表 5.1-24 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練容量0.45 m ³ 以上）又はアスファルトプラント（混練重量200kg以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）
6	バックホウ（定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
7	トラクターショベル（定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
8	ブルドーザー（定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県 HP）

イ. 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は表 5.1-25に示すとおりである。

表 5.1-25 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する 道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区 域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注：区域の区分は以下のとおりである。

- a区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- b区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域
- c区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ウ. 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は表 5.1-26に示すとおりである。

表 5.1-26 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分			
		朝 午前 6 時～ 午前 8 時	昼 午前 8 時～ 午後 7 時	夕 午後 7 時～ 午後 10 時	夜 午後 10 時～ 午前 6 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	50dB	55dB	50dB	45dB
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）	65dB	70dB	65dB	60dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベル減じた値とする。（第 1 種区域は除く。）

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県 HP）

(4) 振動

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表 5.1-27に、「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表 5.1-28に示す。

表 5.1-27 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	75dB	午前7時～午後7時の時間内であること	1日10時間を越えないこと	連続6日を越えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		午前6時～午後10時の時間内であること	1日14時間を越えないこと		

注1：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

2：1号区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外（一部地域）、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域

工業地域、工業専用地域

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県 HP）

表 5.1-28 「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけん・圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県 HP）

イ. 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は表 5.1-29に示すとおりである。

表 5.1-29 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

注：区域の区分は以下のとおりである。

第 1 種区域

第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域

第 2 種区域

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ウ. 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は表 5.1-30に示すとおりである。

表 5.1-30 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼	夜
		午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～午前 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	60dB	55dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベル減じた値とする。（第 1 種区域は除く。）

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県 HP）

(5) 土壌汚染

1) 環境基本法等に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 5.1-31に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 5.1-32に示すとおりである。

表 5.1-31 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注：土壌の汚染に係る環境基準は、汚染がもたら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表中の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

表 5.1-32 土壌に係るダイオキシン類環境基準

項目	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

(6) 地盤沈下

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「埼玉県生活環境保全条例」では図 5.1-9に示すとおり、地下水の採取により地盤沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤沈下が生じるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域とし、地下水の採取を規制する地域としている。計画区域のある小川町は、いずれの地域にも指定されていない。



出典：「地下水採取規制について」（埼玉県HP）

図 5.1-9 地下水採取規制地域図

(7) 悪臭

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

埼玉県では、地域ごとに「特定悪臭物質濃度規制」又は「臭気指数規制」を「悪臭防止法」によって「臭気濃度規制」を行っている。「悪臭防止法」に基づく規制地域を図 5.1-10に示す。

計画区域のある小川町は、未規制地域となっている。

○悪臭防止法規制地域



出典：「悪臭の規制について」（埼玉県HP）

図 5.1-10 悪臭防止法規制地域

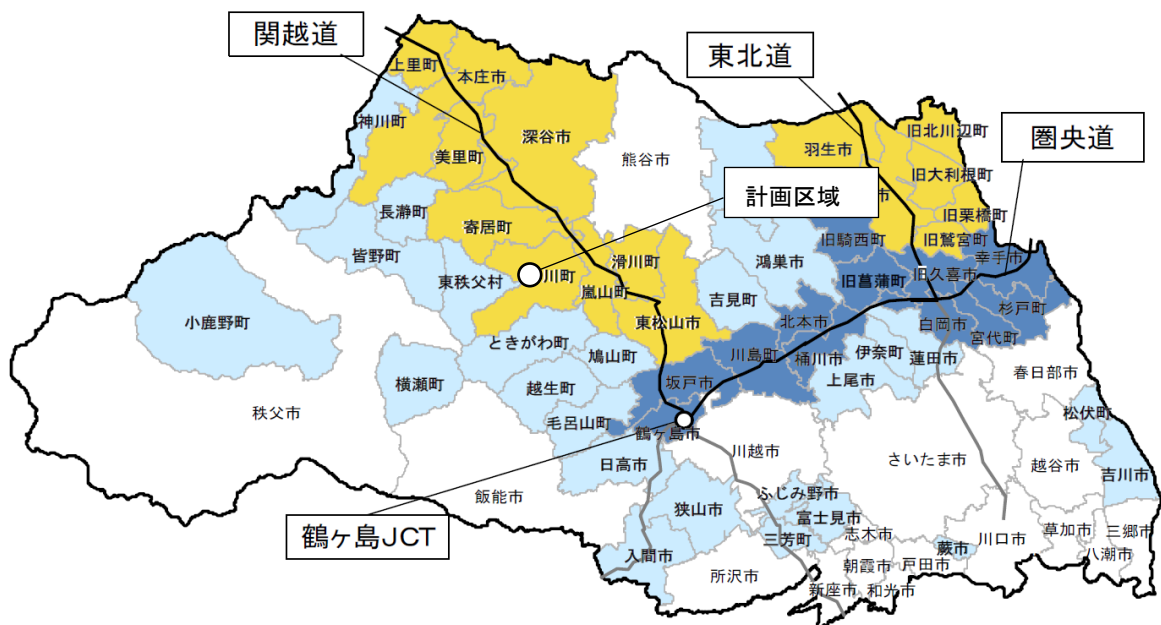
(8) 景観

埼玉県では、地域の特性を生かした景観の形成を進めるため、景観法に基づき「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めている。

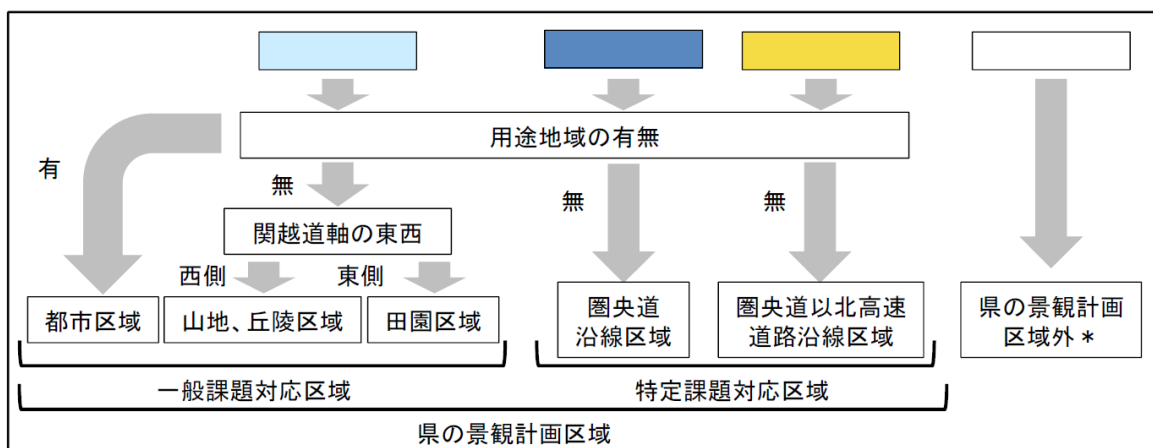
埼玉県の景観計画区域は図 5.1-11に示すとおりであり、計画区域のある小川町は特定課題対応区域に指定されている。

景観計画区域内において、一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、資材置き場の整備などの行為については、県の景観条例・景観計画に基づき市町村への届出が必要となる。

届出の際は、外観色彩やデザインなどについて、景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえる必要がある。



(平成29年11月1日現在)



出典：「景観法に基づく届出について」（埼玉県HP）

図 5.1-11 景観計画区域

(9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県は、「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）」を策定し、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推移」、「廃棄物の適正処理の推進」、「環境産業の育成」及び「災害廃棄物対策の推進」を目標達成のための4つの柱として施策を展開している。

「小川町第5次総合振興計画」に廃棄物に係る基本方針として、資源循環社会の構築を目指し、分別収集を推進し、資源化・再利用による資源の有効利用を図るとともにごみの減量化を推進する等が示されている。

(10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、特定排出者（温室効果ガスを相当程度多く排出する者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

埼玉県では、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」において、地球温暖化対策に関する事業者の責務が定められている。

小川町では、「小川町地球温暖化対策実行計画（区域・施策編）」で2020年度までに二酸化炭素排出量を2005年度比で 3.8%削減することを目標とし、小川町における「省エネ」、「創エネ」（化石燃料由来のエネルギーの代わりに地域にある再生可能エネルギーを積極的に活用すること）の取組みを、以下の3つの方針に基づいて推進することにより、「地球と人にやさしい持続可能なまち 小川町」を目指すとしている。

- 豊かさや快適さとの両立「CO₂の削減を通じた新たな豊かさや快適さの実現」を図ります。
- 地域資源の活用 小川町に存在する森林や農地、水系等の資源を活用して、地域活力の向上を目指します。
- 多様な主体との連携・協働 小川町内で活動されている団体・NPO・個人との連携・協働により地域ぐるみで進めます。

(11) 自然関係法令等

計画区域及び周辺地域における自然環境系法令等に基づく指定等の状況は表 5.1-33に示すとおりである。

計画区域は、「砂防指定地」、「土砂災害警戒区域」等に指定されている。

表 5.1-33 計画区域及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無		関係法令等		
		計画区域	周辺地域			
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法	
		国定公園	×	×		
		県立自然公園	×	○		埼玉県立自然公園条例
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法	
		自然環境保全地域	×	×		
		県自然環境保全地域	×	×		埼玉県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界遺産条約	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法	
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法	
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
		特別保護地区	×	×		
		鳥獣保護区	×	○		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		特定猟具使用禁止区域(銃器)	×	○		
指定猟法禁止区域		×	×			
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約			
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法		
	砂防指定地	○	○	砂防法		
	保安林	×	○	森林法		
	河川区域	×	×	河川法		
	河川保全区域	×	×			
	土砂災害警戒区域	○	○	土砂災害防止法		
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法	
			×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
		×	×	埼玉県生活環境保全条例		
土地利用	都市地域	○	○	都市計画法		
	市街化区域	×	○			
	市街化調整区域	○	○			
	その他の用途地域	×	○			
	農業地域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律		
	農用地区域	○	○			
	森林地域	○	○	森林法		
	国有林	×	×			
地域森林計画対象民有林	○	○				
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物(国・県・町村指定)		×	×	文化財保護法	
			×	○	埼玉県文化財保護条例	
			×	○	小川町文化財保護条例	
			×	×	ときがわ町文化財保護条例	
			×	○	東秩父村文化財保護条例	
			×	×	寄居町文化財保護条例	
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法		
	景観計画区域(一般課題対応区域)	×	○	埼玉県景観条例		
	景観計画区域(特定課題対応区域)	○	○			
	景観計画区域(景観形成推進区域)	×	×			

注：指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。